

沖縄県新型コロナウイルス等対策行動計画改定 の概要

沖縄県
令和7年3月

沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

改定の背景及び目的

- 国は、新型コロナの経験を踏まえ、令和6年7月2日に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を閣議決定し、約10年ぶりの抜本的な改定を行った。新型コロナや新型インフルエンザだけでなく、他の呼吸器感染も念頭に、幅広い感染症による危機に対応できる社会をめざすとの考えから策定された。
- 改定された政府行動計画は、新型インフルエンザ対策の実施に係る基本方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が行動計画を策定する基準となるべき事項を定めている。
- また、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザの特性も踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものであるとしている。
- 県においても、今般の政府行動計画の改定を踏まえ、「沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定を行う必要がある。
- 今般の県行動計画の改定は、新型コロナ対応で明らかになった課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実を図るため、2013年作成した県行動計画を全面改定するものである。

計画の法的な位置付け

新型インフルエンザ等対策特措法（以下「特措法」という。）第7条により、都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする。

なお、特措法により、政府、市町村は、それぞれ行動計画を定めものとされており、地域（公共）指定機関は、業務計画を定めるものとされている。

県行動計画について

改定のポイント

(1) 平時の準備の充実

- 実行性のある訓練を定期的 to 実施し、不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、**関係機関との協定締結**
- 国と地方公共団体との連携体制・ネットワークの構築

(2) 対策項目の拡充と横断的な視点の設定

○発生段階区分の変更：**準備期、初動期、対応期**の3段階に区分

準備期：発生前の段階

初動期：国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階

対応期：発生後の対応の段階

○対策項目の追加・拡充：**従来の6項目から13項目に**

従来【6項目】①実施体制 ②サーベイランス・情報収集
③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療
⑥県民生活及び県民経済の安定の確保

改正【13項目】①実施体制 ②**情報収集・分析** ③サーベイランス
④情報提供・共有、**リスクコミュニケーション**
⑤**水際対策** ⑥まん延防止 ⑦**ワクチン**
⑧医療 ⑨**治療薬・治療法** ⑩**検査** ⑪**保健**
⑫**物資** ⑬県民生活及び県民経済の安定の確保

○横断的な視点の設定：

1. 人材育成 2. 国と県、市町村との連携 3. DXの推進
(政府行動計画では、4. 研究開発への支援 5. 国際的な連携を含む)

(3) 幅広い感染症に対する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- 新型インフル、新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
- 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

※検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

(4) DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

- 国と連携し、予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進めるとともに、県独自の取り組みも検討する。

(5) 計画の実効性を確保するための取組

- EBPM (エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の推進
- 定期的な取組の確認、見直しを行う。

県行動計画について

計画全体の構成

【県行動計画 P.10～12】

概要

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第2章 県行動計画の作成と感染症危機対応

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第3章 県行動計画の実行性を確保するための取り組み等

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

第2節 初動期

第3節 対応期

13の項目ごとに、
3つのフェーズを記載

第2章 情報収集・分析 【拡充】

第3章 サーベイランス

第4章 情報提供・共有・リスクコミュニケーション 【拡充】

第5章 水際対策 【新規】

第6章 まん延防止

第7章 ワクチン 【新規】

第8章 医療

第9章 治療薬・治療法 【新規】

第10章 検査 【新規】

第11章 保健 【新規】

第12章 物資 【新規】

第13章 県民経済及び県民経済の安定の確保

県行動計画について

新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

【県行動計画 P.20】

対策の目的

新型インフルエンザ等対策を本県の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2つの主たる目的を掲げている。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

基本的な戦略

- 1 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2 県民生活及び県民経済の安定を確保する。
 - ・感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・事業継続計画（BCP）の作成や実施等により、県民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。

基本的な考え方

- 1 新型インフルエンザ等の発生状況は不確定要素が大きいいため、その対策は発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。
- 2 県行動計画では、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。
- 3 島しょ県としての地理的な特殊性、在沖米軍専用施設が集中して存在している特殊事情、少子高齢化、交通機関の発達等の社会経済活動状況、医療提供体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指す。

県行動計画について

対象となる感染症

【県行動計画 P.14～15】

- ① **新型インフルエンザ等感染症**：新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症
- ② **指定感染症**：当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの
- ③ **新感染症**：全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの

※計画では、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の幅広い呼吸器感染症を念頭に置くこととしている。

発生段階

【県行動計画 P.24～26】

平時（発生前）	準備期	予防や準備等の事前準備の部分
有事（発生後）	初動期（A）	県対策本部が設置され、対処方針が定められ、これが実行されるまでの間
	対応期（B）	封じ込めを念頭に対応する時期
	対応期（C-1）	病原体の性状等に応じて対応する時期
	対応期（C-2）	ワクチンの治療薬等により対応力が高まる時期
	対応期（D）	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

計画の見直し時期

【県行動計画 P. 17、44～45】

新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、定期的な検討を行った場合、政府行動計画の変更が行われた場合等

<参考：政府行動計画の見直し>

国内外の新興感染症等の発生状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

県行動計画について

対策項目①～⑬の取組

- | | |
|-----------------------|----------------|
| ①実施体制 | ⑧医療 |
| ②情報収集・分析 | ⑨治療薬・治療法 |
| ③サーベイランス | ⑩検査 |
| ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション | ⑪保健 |
| ⑤水際対策 | ⑫物資 |
| ⑥まん延防止 | ⑬県民生活及び県民経済の安定 |
| ⑦ワクチン | の確保 |

①実施体制

【県行動計画 P.46～53】

基本理念と目標	○ 新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関において緊密な連携をしつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。 ○ 発生時に、平時における準備を基に情報収集・分析とリスク評価を行い、政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。				
	準備期 (P. 46～)	初動期 (P.49)		対応期 (P. 50～)	
目的	○ 新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から国、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関等と連携し、一体となった取り組みを推進する。	○ 県及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における対策を迅速に実施する。		○ 県及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとする。 ○ 感染危機の状況並びに県民生活及び県民経済の状況に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。	
所要の対応	<u>＜県行動計画の見直し＞</u> <u>＜実践的な訓練の実施＞</u> ○ 国、市町村長等と連携し発生に備えた訓練の実施 <u>＜体制整備・強化＞</u> ○ 必要な人員の確保、県業務継続計画の見直し等 <u>＜国や市町村等との連携強化＞</u> ○ 連携協議会を組織（入院調整、医療人材の確保など協議） ○ 衛研によるJIHSなどとの連携体制の構築 ※JIHS(Japan Institute for Health Securityの略) 国立健康危機管理研究機構	<u>＜発生の疑いを把握した場合＞</u> ○ 県新型インフルエンザ等対策会議等の開催 ○ 政府の初動対応方針を踏まえ県の対応を協議し、決定	<u>＜発生が確認された場合＞</u> ○ 県対策本部の設置（政府対策本部の設置後） ○ 国の基本的対応方針を踏まえ、県の基本方針を決定 ○ 全庁的な対応 ※市町村は必要に応じて、対策本部設置することを検討	<u>＜基本となる実施体制の在り方＞</u> ○ 県対策本部設置後、対応方針に基づき対策の実施 ○ 入院勧告・入院措置などの総合調整 ○ 職員の派遣・応援への対応 <u>＜緊急事態宣言が出た場合＞</u> ○ 市町村対策本部の設置	<u>＜特措法によらない時期の体制＞</u> ○ 県対策本部の廃止（必要に応じて、インフルエンザ等対策会議を開催）
		<u>＜発生及び可能性ある事態を把握した場合＞</u> ○ 予算の確保及び国への財政支援		○ 予算の執行及び国の財政支援の活用	

②情報収集・分析

【県行動計画 P.54～58】

基本理念 と目標	○感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて県民生活及び県民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供体制の整備、有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。 ○発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、県民生活及び県民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。		
	準備期 (P.54～)	初動期 (P.56)	対応期 (P.57～)
目的	○平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。	○新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析を迅速に行う。	○発生状況に応じ、感染拡大の防止と県民生活及び県民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え。
所要の 対応	<u>＜実施体制＞</u> ○感染症インテリジェンス体制の整備（情報収集・分析及びリスク評価） <u>＜情報収集・分析＞</u> <u>＜訓練、人員の確保＞</u> ○情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認 <u>＜DXの推進＞</u> ○国と連携し、情報入力の自動化や一元化など <u>＜情報漏えい等対策＞</u>	<u>＜実施体制＞</u> ○感染症インテリジェンス体制の強化 <u>＜リスク評価＞</u> ○情報収集・分析に基づくリスク評価を実施 ○リスク評価に関する情報収集・分析 ○リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 <u>＜情報収集・分析から得られた情報や対策の共有（市町村や県民等）＞</u>	<u>＜実施体制＞</u> ○感染症インテリジェンス体制の強化 ○感染症危機の経過や状況の変化等に応じ、実施体制を柔軟に見直す。 <u>＜リスク評価＞</u> ○情報収集・分析に基づくリスク評価を実施 ○リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施 ○リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施 <u>＜情報収集・分析から得られた情報や対策の共有（市町村や県民等）＞</u>

③サーベイランス

【県行動計画 P.59～65】

基本理念と目標	○感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備、平時のサーベイランスを実施する。 ○発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。		
	準備期 (P.59～)	初動期 (P.62～)	対応期 (P.64～)
目的	○平時から感染症サーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知する。	○感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。	○強化された感染症サーベイランスの実施体制により、感染症の特徴や病原体の性状等の情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。
所要の対応	<実施体制> ○患者報告やゲノム等情報報告体制を整備。 ○感染症サーベイランス実施体制移行のための準備。 ○国の感染症サーベイランスに係る技術的支援や人材育成制度を活用し、訓練等による実施体制の強化。 <平時に行う感染症サーベイランス> ○全県的な流行状況の把握 ○感染症の特性、病原体の性状の把握 ○ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、新型インフル等の発生を監視 ○在沖米軍と連携し、発生情報を相互に通報する体制を構築する。 <人材育成及び研修の実施> <DXの推進> <国から提供された分析結果の共有>	<実施体制> ○国のリスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランス実地体制へ移行。 <有事の感染症サーベイランスの開始> ○県内入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）及び病原体ゲノムサーベイランスを行う等 ○在沖米軍と連携し、発生状況を相互に報告する。 <リスク評価に基づく感染症対策の実施> ○国が示したリスク評価に基づき、感染症対策を実施 <感染症サーベイランスから得られた情報の共有> ○感染症の特徴や病原体の性状、ゲノム情報、臨床像等の情報 ○感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報	<実施体制> ○リスク評価に基づき、有事の感染症サーベイランスの実施体制を整備 ○国が全数把握から定点把握に移行後も、県独自に全数把握が必要と判断した場合は、定点把握のほか、全数把握を継続。 <有事の感染症サーベイランスの実施> ○患者の臨床像等の情報を把握（退院等の届出） ○在沖米軍と連携し、まん延防止のための施策の実施、患者発生情報に応じて、米軍人等に対してまん延防止策の実施を要請 <リスク評価に基づく感染症対策の実施> <感染症サーベイランスから得られた情報を県民等に共有>

④情報提供・共有・リスクコミュニケーション

【県行動計画 P.66～74】

基本理念 と目標	感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、科学的根拠等に基づいた正確な情報を提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、県民等、県、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断・行動できるようにする。									
	準備期 (P.66～)		初動期 (P.69～)		対応期 (P.71～)					
目的	○平時から、県民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深める。		○感染拡大に備え、県民等に的確な情報提供・共有を行い、準備を促す。		○県民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する県民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す。					
所要の 対応	<u>＜発生前の情報提供・共有＞</u> ○感染症に関する情報提供・共有 ○偏見・差別等に関する啓発 ○偽・誤情報に関する啓発 <u>＜発生時の情報提供・共有体制の整備＞</u> ○コールセンター等を設置できるよう準備 ○高齢者、こども、視覚等が不自由な方、外国人等への情報提供・共有の方法等を整理 ○ワンボイスでの情報提供・共有の体制整備・方法等を整理		<u>＜迅速かつ・一体的な情報提供・共有＞</u> ○感染症に関する情報提供・共有 ○偏見・差別等に関する情報の県民等へ周知 ○偽・誤情報に関する情報の県民等への周知 <u>＜双方向のコミュニケーションの実施＞</u> ○コールセンター等の設置、寄せられた意見の把握 ○高齢者、視覚等不自由な方等、外国人等へ理解しやすい内容や方法で情報提供・共有		<u>＜基本的方針＞</u> ○感染症に関する情報提供・共有 ○偏見・差別等に関する情報の県民等への周知 ○偽・誤情報に関する情報の県民等への周知 ○コールセンター等の体制強化 ○高齢者、視覚等不自由な方等、外国人等へ理解しやすい内容で情報提供・共有					
					<u>＜リスク評価に基づく方針の決定・見直し＞</u> <table><tr><td><u>＜封じ込めを念頭に対応する時期＞</u> ○可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明</td><td><u>＜病原体の性状等に応じて対応する時期＞</u> ○科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について分かりやすく説明。</td><td><u>＜こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明＞</u> ○可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明</td><td><u>＜特措法によらない感染症対策に移行する時期＞</u> ○平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、情報提供・共有</td></tr></table>			<u>＜封じ込めを念頭に対応する時期＞</u> ○可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明	<u>＜病原体の性状等に応じて対応する時期＞</u> ○科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について分かりやすく説明。	<u>＜こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明＞</u> ○可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明
<u>＜封じ込めを念頭に対応する時期＞</u> ○可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明	<u>＜病原体の性状等に応じて対応する時期＞</u> ○科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について分かりやすく説明。	<u>＜こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明＞</u> ○可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明	<u>＜特措法によらない感染症対策に移行する時期＞</u> ○平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、情報提供・共有							

⑤水際対策

【県行動計画 P. 75～78】

基本理念 と目標	○新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、検疫措置の強化や入国制限等の水際対策が実施されることにより、県内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間が確保される。 ○本県においては、在沖米軍に対しても国内と同様の検疫措置等が実施されることを求めることが重要となる。		
	準備期 (P.75)	初動期 (P.76～)	対応期 (P.78)
目的	○平時から国と連携し、水際対策の実施に必要な協力体制の構築を図る。	○県内への病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染症危機対策の準備を行う時間を確保する。	○新たな病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保する。
所要の 対応	<u>＜水際対策の体制整備＞</u> ○国が隔離、停留等に伴う入院等対応の実施を行うことができよう、国との連携体制の構築 ○検疫所のPCR検査等の実施にあたり、国との協力体制の構築 <u>＜在外邦人や出国予定者への情報提供・共有＞</u> ○国と連携し、在外邦人や出国予定者への情報提供を収集 ○国と連携し、在外邦人や出国予定者へ情報提供・共有と注意喚起	<u>＜発生初期の対応＞</u> ○国と連携し、出発地、搭乗者数、国籍ごとの帰国者等数等の情報収集 ○国と連携し、発生国・地域の発生状況や水際対策に関する情報収集 ○国と連携し、在外邦人や出国予定者へ情報提供・共有と注意喚起の実施 ○事業者に対する発生国・地域への出張回避の注意喚起 ○在沖米軍に対し、日本国同様の検疫体制の実施要請、国に対し、米軍における検疫体制の強化を要請 <u>＜検疫措置の強化＞</u> ○国が空港・港その周辺で警戒活動する場合、県警等は警戒活動を実施 <u>＜密入国者対策＞</u> ○発生国・地域から到着する船舶・航空機の周辺や密入国を防止のため、国が警戒活動する場合、県警等は警戒活動を実施 <u>＜国との連携＞</u> ○国と連携し、居宅等待機者等に対して健康監視を実施	<u>＜封じ込めを念頭に対応する時期＞</u> ○県において、初動期の健康監視が困難な場合は、国に要請を行う。 <u>＜水際対策の変更の方針の周知＞</u> ○国が水際対策の強化、緩和又は中止の方針を公表した際は、県においても周知を図る。

⑥まん延防止

【県行動計画 P. 79～87】

基本理念と目標

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、県民生活及び社会経済活動への影響を最小化する。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づくまん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずるよう、国に対し要請を行う。

	準備期 (P. 79～)	初動期 (P.81)	対応期 (P.82～)			
目的	○発生時に、感染拡大のスピードやピークを抑制するための準備を行う。	○まん延防止対策の実施により感染拡大のスピードやピークを抑制する。	○感染拡大のスピードやピークを抑制する。			
所要の対応	<u>＜対策の実施に係る参考指標等の検討＞</u> ○有事に活用できるよう、参考とすべき既存の指標やデータ等を整理	<u>＜まん延防止対策の準備＞</u> ○患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。	<u>＜患者や濃厚接触者への対応＞</u> ○地域の感染状況等に応じて、患者へ入院勧告・措置等や濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。 <u>＜患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等＞</u> ○外出自粛や移動自粛等に係る要請、基本的な感染対策に係る要請、渡航中止等の注意喚起 <u>＜県民等への基本的な感染対策に係る要請等＞</u> ○換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議等の取組の勧奨、要請 <u>＜事業者や学校等に対する要請＞</u> ○営業時間の変更、施設管理者等に対する施設の使用制限や停止（休業）等の要請 <u>＜事業者や施設管理者に対する措置の要請＞</u> ○従業員に対する検査推奨 ○職場における感染対策の徹底 ○従業員の健康管理や受診を推奨 <u>＜高齢者施設等への周知＞</u> <u>＜学級閉鎖・休校等の要請＞</u> <u>＜交通機関に対する感染対策の要請＞</u> <u>＜まん延防止等重点措置の公示及び緊急事態制限の要請等＞</u>			
	<u>＜発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等＞</u> ○換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及 ○感染が疑われる場合は、保健所等に指示を仰ぐことや、不要不急の外出を控えること等、理解促進を図る。	○感染症（感染症の特徴や病原体の性状等）に関する県民等への情報提供 ○市町村、指定地方公共機関に対し、業務継続計画及び業務計画に基づく対応の準備を要請 ○県民や旅行者等に対し、不要不急の渡航は控えるよう周知を行うことなどや空港などにおける来島者の検査体制を検討	<u>＜封じ込めを念頭に対応する時期＞</u> ○検査の実施や人との接触機関を減らす等の対策を講じる。	<u>＜病原体の性状等に応じて対応する時期＞</u> 1 病原性及び感染性がいずれも高い場合 ○患者や濃厚接触者への対応等を徹底する。 ○まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施 2 病原性が高くなく、感染性が高い場合 ○宿泊療養や自宅療養等の体制を確保 ○予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を見直して対応 3 こどもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合 ○学級閉鎖や休校等の要請 ○高齢者施設等の使用制限等の重点的な感染対策を実施	<u>＜ワクチンや治療薬により対応力が高まる時期＞</u> ○特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討	<u>＜特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期＞</u> ○これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

⑦ワクチン

【県行動計画 P.88～94】

基本理念と目標	ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、県民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収め、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる。		
	準備期 (P.88～)	初動期 (P.91)	対応期 (P.92～)
目的	○円滑なワクチン接種を実現できるよう、医療機関等と接種体制に必要な準備を進める。	○準備期に計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。	○準備期に計画した接種体制に基づき、迅速に接種できるようにする。
所要の対応	<u>＜ワクチンの流通に係る体制の整備＞</u> ○卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等の把握が可能な体制 ○卸売販売業者の在庫に係る融通方法 ○市町村との連携の方法及び役割分担 <u>＜登録事業者の登録に係る周知及び協力＞</u> <u>＜特定接種及び住民接種体制の構築＞</u> ○接種場所や接種時期の周知・予約等 <u>＜情報提供・共有＞</u> ○ワクチンの有効性、安全性、供給体制・接種体制、接種対象者等の情報提供・共有	<u>＜ワクチン接種に必要な資材の確保＞</u> ○不足が見込まれる場合は、国に対し要請 <u>＜接種体制の構築＞</u> ○接種会場や医療従事者等の確保等	<u>＜ワクチンや接種に必要な資材の必要量の把握＞</u> <u>＜ワクチン等の流通体制の構築＞</u> <u>＜ワクチン等の納入量等に係る要請＞</u> ○不足が見込まれる場合は、国に対し要請 <u>＜特定接種、住民接種の実施＞</u> ○初動期に構築した接種体制に基づき特定接種、住民接種を実施 <u>＜接種に関する情報提供・共有＞</u> <u>＜接種記録の管理、副反応疑い報告等＞</u> <u>＜健康被害に対する救済制度の周知＞</u>

⑧医療

【県行動計画 P.95～107】

基本理念 と目標

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、予防計画及び医療計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備する。感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、県民の生命及び健康を守る。

	準備期 (P.95～)	初動期 (P.100～)	対応期 (P.102～)			
目的	○有事に備え医療提供体制の確保や医療機関等が有事に対応できるための支援を行う。	○保健所や医療機関等と連携し、相談・受診から入院までの流れを迅速に整備	○適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する。			
所要の対応	<u>＜基本的な医療提供体制＞</u> ○感染症指定医療機関、医療措置協定締結医療機関の確保（病床、外来、自宅療養、後方支援、人材派遣） <u>＜相談センター＞</u> ○相談センターの整備 <u>＜医療人材や感染症専門人材の育成等＞</u> ○研修や訓練の実施 <u>＜DXの推進＞</u> ○国の医療機関情報支援システム（G-MIS）、県独自システムの検討 <u>＜臨時医療施設等の取扱いの整理＞</u> <u>＜連携協議会等を活用した関係機関との連携体制の構築＞</u> <u>＜小児や妊産婦等、配慮が必要な患者に関する医療提供体制の確保＞</u> ○搬送手段等について関係機関で協議	<u>＜新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する情報の周知＞</u> ○診断・治療に関する情報を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知 <u>＜医療提供体制の確保＞</u> ○感染症指定医療機関に医療提供体制確保の要請 ○入院調整に係る体制構築 ○流行初期医療確保措置協定締結医療機関による対応の準備 ○離島で患者が発生した場合は、感染症指定医療機関等への移送を検討し、移送が必要な場合は、必要に応じて、自衛隊や海上保安機関へ搬送を要請する。 <u>＜相談センターの整備＞</u>	<u>＜新型インフルエンザ等に関する基本の対応＞</u> ○感染症の発生状況、特徴、病原体の性状を含む診断・治療に関する情報を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知 ○感染症指定医療機関、協定締結医療機関と段階的に医療提供体制を拡充し、入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分け、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。 ○医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について、提供体制を構築する。 ○救急車両の適正利用の周知や受信方法等に関する住民等への周知 ○受入医療機関の設定、病床確保、関係機関等との連携等の体制確保 ○医療従事者等に対するメンタルヘルス対策 <u>＜予防計画及び医療計画における事前の想定と大きく異なる場合の対応方針＞</u> ○準備期に締結した協定の内容の変更や状況に応じた対応を行うことを柔軟かつ機動的に判断し、国は対処方針を示す。 <u>＜予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針＞</u> ○広域の医療人材派遣や患者の移送等の調整を行う。必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使			
	<u>＜時期に応じた医療提供体制の構築＞</u>					
	<u>＜流行初期＞</u> <u>＜協定に基づく医療提供体制の確保等＞</u> ○感染症指定医療機関に加えて、流行初期医療確保措置協定締結医療機関において病床確保、発熱外来を実施 ○県及び保健所設置市は、入院調整、移送対応。 ○県は必要に応じて、総合調整権限・指示権限を行使 ○離島患者の場合、必要に応じて、自衛隊等へ搬送要請 <u>＜相談センターの強化＞</u>	<u>＜流行初期以降＞</u> <u>＜協定に基づく医療提供体制の確保等＞</u> ○協定締結医療機関に病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供等を行う。 ○離島の患者移送を、必要に応じて、自衛隊等へ要請 <u>＜相談センターの強化＞</u> <u>＜病原体の性状等に応じた対応＞</u> ○小児、妊産婦、高齢者など特定のグループが重篤しやすい場合→病床の確保 ○病原性が高い場合→病床の確保	<u>＜ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期＞</u> ○協定締結医療機関を減らす等、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に対応 ○県は、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更	<u>＜特措法によらない感染症対策に移行する時期＞</u> ○新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行		

⑨治療薬・治療法

【県行動計画 P.108～113】

基本理念と目標	新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、発生時に必要な準備等を行う。		
	準備期 (P.108～)	初動期 (P.110～)	対応期 (P.112～)
目的	○平時から治療薬の配送等に係る体制について、国と連携し、定期的に確認する。	○準備期に構築した体制を活用して、有効な治療薬と確立された治療法を、速やかに普及させる。	○迅速に有効な治療薬が、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。
所要の対応	<u><重点感染症の情報収集・体制の整備></u> <u><治療薬・治療法の研究開発の推進></u> ○研究開発体制の構築への協力 ○基礎研究及び臨床研究等の人材育成に係る協力 <u><治療薬・治療法の活用に向けた整備></u> ○医療機関等への情報提供・共有体制の整備 ○感染症危機対応医薬品等の備蓄	<u><国内外の研究開発動向等の情報収集及び共有></u> <u><治療薬・治療法の活用に向けた対応></u> ○医療機関等への情報提供・共有 ○治療薬の流通管理及び適正使用の周知	<u><国内外の研究開発動向等の情報収集及び共有></u> <u><治療薬・治療法の活用></u> ○医療機関等への情報提供・共有 ○医療機関や薬局における県警察による警戒活動 ○治療薬の流通管理 <u><抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用></u>

⑩検査

【県行動計画 P.114～118】

基本理念 と目標	○患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握する。また、検査が必要な者が必要なときに検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。 ○平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を進めるとともに、発生当初から検査拡充等の体制を整備する。		
	準備期 (P.114～)	初動期 (P.117)	対応期 (P.118)
目的	○患者の診断を迅速かつ的確に行うことができる体制を構築する。	○国と連携して、検査体制を早期に整備する ○発生時に、適切な検査の実施により、患者を早期発見して適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止する。	○検査実施体制を整備し、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止する。
所要の 対応	<u>＜検査体制の整備＞</u> ○検査の精度管理を行うための体制整備 ○検体採取容器、採取器具、試薬等の確保 ○民間検査機関、医療機関等と役割分担を確認や検体搬送方法の検討（検査体制整備） <u>＜訓練等による検査体制の維持及び強化＞</u> ○訓練等を活用し、検体搬送や検査措置協定締結機関等における検査実施能力の確認 <u>＜検査実施状況等の把握体制の確保に係る協力＞</u> <u>＜研究開発支援策の実施等＞</u> <u>＜有事における検査実施の方針の基本的な考え方＞</u> ○国が示す検査実施の方針の基本的な考え方を踏まえ、有事に備える。	<u>＜検査体制の整備＞</u> ○検査体制の立ち上げ、検査実施能力の確保状況を定期的に国へ報告 <u>＜県内におけるPCR検査体制の構築＞</u> <u>＜研究開発企業等による検査診断技術に係る協力＞</u> <u>＜リスク評価に基づく検査実施の方針等に関する県民等への情報提供・共有＞</u>	<u>＜検査体制の拡充＞</u> ○検査実施能力の確保状況を定期的に国へ報告 <u>＜研究開発企業等による検査診断技術に係る協力＞</u> <u>＜リスク評価に基づく検査実施の方針等に関する県民等への情報提供・共有＞</u>

11保健

【県行動計画 P.119～133】

基本理念と目標

○保健所及び衛生環境研究所等は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の役割を担うため、業務負荷の急増が想定される。
○平時から情報収集体制や人員体制の構築、発生時に優先的に取り組むべき業務の整理等を行う必要がある。

	準備期 (P.119～)	初動期 (P.124～)	対応期 (P.127～)		
目的	○感染症危機時の中核となる保健所、科学的かつ技術的な役割を担う衛生環境研究所が、有事の際に機能を果たすことができようにする。	○保健所及び衛生環境研究所が、有事体制への移行準備を進め、発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。	○保健所及び衛生環境研究所が、必要な体制を確保して、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応する。		
所要の対応	<u>＜感染症対応専門職を含む人材の確保＞</u> ○国及び市町村から送り出し・受け入れ体制の構築 ○IHEAT要員等の確保 <u>＜業務継続計画を含む体制整備＞</u> <u>＜人材育成・連携体制の構築＞</u> ○研修・訓練等の実施 <u>＜保健所及び衛生環境研究所の体制整備＞</u> ○健康危機対処計画を策定 <u>＜地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション＞</u> ○住民への情報提供・共有体制の構築＞	<u>＜有事体制への移行準備＞</u> （流行開始から1か月間を想定） ○人員確保数、IHEAT要員の確保数 ○患者、濃厚接触者への対応 ○積極的疫学調査（集団感染発生状況の把握） ○検査体制の立ち上げ、応援職員の派遣や要請 ○感染症の情報収集 <u>＜県民への情報提供・共有の開始＞</u> ○ホームページ等による周知、Q&Aの公表、コールセンター等の設置	<u>＜有事体制への移行＞</u> ○保健所の感染症有事体制を確立、衛生研究所等の検査体制を立ち上げ <u>＜主な対応業務の実施＞</u> ○検査実施の方針等に関する県民等への情報提供・共有 ○国が実施する感染症サーベイランスのほか県独自の感染症サーベイランスを実施 <u>＜積極的疫学調査の実施＞</u> <u>＜健康観察及び生活支援＞</u> <u>＜健康監視の実施及び健康監視に係る国への要請＞</u> <u>＜外国人・視覚等不自由な方への情報提供・共有・リスクコミュニケーション＞</u>		
			<u>＜流行初期＞</u> ○本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請 ○実地疫学専門家等の派遣要請（必要に応じて） ○業務の一元化、効率化の推進 ○疫学調査や健康観察等の実施 ○衛研や検査措置協定機関における検査体制の拡充	<u>＜流行初期以降＞</u> ○本庁からの応援職員の派遣、市町村に対する応援派遣要請、IHEAT要員に対する応援要請 ○実地疫学専門家等の派遣要請（必要に応じて） ○業務の一元化、効率化の推進	<u>＜特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期＞</u> ○感染症の特徴や病原体の性状、流行状況等を踏まえ地域の実情に応じ、有事の体制等の段階的な縮小の検討及び実施

⑫物資

【県行動計画 P. 134～138】

基本理念と目標	新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等が医療機関等で十分に確保されるよう、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。		
	準備期 (P.134～)	初動期 (P.136)	対応期 (P.137～)
目的	○有事に必要な感染症対策物資等が確保できるよう、備蓄の推進等の必要な準備を行う。	○国と連携して感染対策物資等の備蓄量の把握を行い、必要に応じて、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。	○初動期に引き続き、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。
所要の対応	<u>＜県における感染症対策物資等の備蓄等＞</u> ○行動計画に基づき、感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。 ※災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。 <u>＜医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等の確認＞</u> ○協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認 ○社会福祉施設に対し、感染症対策物資等の備蓄の呼び掛ける。	<u>＜県における感染症対策物資等の備蓄等と備蓄状況等の確認＞</u> ○システム等を利用して、感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認 <u>＜円滑な供給に向けた準備＞</u> ○協定締結医療機関に調査を行った上で、十分な量の感染症対策物資等の確保を図る。 ○感染症対策物資等の供給が不足するおそれがある場合等は、国に物資等確保のための要請を行う。	<u>＜県における感染症対策物資等の備蓄等と備蓄状況等の確認＞</u> ○国のシステム（G-mis）等を利用 <u>＜協定医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等の確認＞</u> ○国のシステム（G-mis）等を利用 <u>＜不足物資の供給等適正化＞</u> ○物資等の供給不足又は恐れがある場合、国へ物資等確保のための要請 <u>＜備蓄物資等の供給に関する相互協力＞</u> ○物資や資材が不足するときは、国や地方公共団体、指定地方公共機関等による相互協力を求める。 <u>＜緊急物資の輸送等＞</u> ○指定公共機関に対し、感染症対策物資当の緊急物資の輸送を要請する。 <u>＜物資の売渡しの要請等＞</u>

⑬県民生活及び県民経済の安定の確保

【県行動計画 P. 139～147】

基本理念と目標	○新型コロナウイルス等の発生時には、県民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、県民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があるため、発生時には、県民生活や社会経済活動の安定に必要な対策や支援を行う。 ○指定公共機関は、業務計画の策定等の必要な準備を行う。		
	準備期 (P. 139～)	初動期 (P.142)	対応期 (P.143～)
目的	○新型コロナウイルス等の発生時に県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。	○新型コロナウイルス等の発生に備え、必要な対策の準備等を行う。 ○事業者や県民等に、事業継続のための感染対策等の準備等と呼び掛ける。	○準備期での対応を基に、県民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。 ○まん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。
所要の対応	<u>＜連絡担当窓口等の情報共有体制の整備＞</u> <u>＜指定公共機関の業務計画策定への支援＞</u> <u>＜柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨＞</u> 発生時に、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤等の取組を周知 <u>＜緊急物資運送等の体制整備＞</u> <u>＜物資及び資材の備蓄＞</u> <u>＜生活支援を要する者への支援等の準備＞</u> <u>＜火葬能力等の把握、火葬体制の整備＞</u>	<u>＜事業継続に向けた準備等の要請＞</u> <u>＜生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け＞</u> <u>＜遺体の火葬・安置確保のための市町村への要請＞</u>	<u>＜県民生活の安定の確保を対象とした対応＞</u> ○生活関連物資等の安定供給に関する県民等及び事業者への呼び掛け ○心身への影響に関する施策 （自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防への対応） ○高齢者、障害者等の要配慮者等、生活支援を要する者への支援 ○教育及び学びの継続に関する支援 ○サービス水準に係る県民への周知 ○犯罪の予防・取締り ○物資の売渡しの要請等 ○生活関連物資等の価格の安定等 ○埋葬・火葬の特例等 <u>＜社会経済活動の安定の確保を対象とした対応＞</u> ○事業継続に関する事業者への要請等 ○事業者に対する支援 <u>＜県民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応＞</u> ○金銭債務の支払猶予や融資等措置の検討 ○雇用への影響に関する支援